

平成27年12月11日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（14名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（2名）

6番	遠藤智与子	議員	7番	太田芳彦	議員
----	-------	----	----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ観 光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安孫子和広	監査委員 局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

議事日程第5号

第4回定例会

平成27年12月11日(金)

予算特別委員会終了後開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第1 議第66号 平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)  
〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 3 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第4 議第69号 寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の制定について  
〃 5 議第70号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について  
〃 6 議第71号 寒河江市市税条例等の一部改正について  
〃 7 議第72号 寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について  
〃 8 議第73号 最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定について  
〃 9 議第74号 土地の処分について  
〃 10 請願第11号 TPP交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願  
〃 11 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 12 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第13 議第67号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)  
〃 14 議第68号 平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)  
〃 15 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 16 質疑・討論・採決

日程第17 継続審査案件上程

- (1) 請願第9号 原子力発電所再稼働の中止を求める請願  
〃 18 委員会の審査の経過並びに結果報告  
(1) 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 19 質疑・討論・採決

閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号と同じ

再 開 午前9時55分

○**國井輝明議長** おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、6番遠藤智与子議員、7番太田芳彦議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。工藤議会運営委員長。

〔工藤吉雄議会運営委員長 登壇〕

○**工藤吉雄議会運営委員長** おはようございます。

本日の会議運営については、昨日12月10日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、総務産業常任委員会で継続審査案件となっております請願第9号原子力発電所再稼働の中止を求める請願の1案件であります。このことにより、議事日程の一部変更が必要になりますが、変更内容は日程第17から日程第19まで追加となるものであります。

追加案件の取り扱いについては、日程第16の後に日程第17で継続審査案件の請願第9号を議題とし、日程第18で総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告を行い、日程第19で質疑・討論・採決を行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。御報告といたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり

決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

○**國井輝明議長** 日程第1、議第66号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

## 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。石山予算特別委員長。

〔石山 忠予算特別委員長 登壇〕

○**石山 忠予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第66号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）であります。

12月7日、委員15名中、14名出席のもと委員会を開会し、議第66号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開

されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。議第66号を採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第3、これより、質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第66号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

### 議案上程

○**國井輝明議長** 次に、日程第4、議第69号寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の制定についてから、日程第10、請願第11

号T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願までの7案件を一括議題といたします。

### 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第11、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。渡邊総務産業常任副委員長。

[渡邊賢一総務産業常任副委員長 登壇]

○**渡邊賢一総務産業常任副委員長** 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、12月7日、委員7名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第69号から議第74号まで及び請願第11号の7案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第69号寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題とし、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第70号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「年金一元化法に伴うこの改正によって障害、あるいは遺族について昭和37年以前の在職者、いわゆる旧恩給法に係るものについて、不都合が生じるような事例が想定されるのかどうかお聞きしたい」との問いがあり、当局より「非常勤の職員の該当者はいないので不都合は生じません。公務災害の関係では実例がないので不明ですが、影響はないかと思います」

との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第71号寒河江市市税条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第72号寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「3年間延長ということだが、具体的に何件ぐらいの企業が該当しているのか」との問いがあり、当局より「今年度の継続分が16件、新規分が9件、合わせて25件であります」との答弁がありました。

委員より「市内の企業と純粋によそから来て立地された企業の数は何件なのか」との問いがあり、当局より「今現在、この課税免除を受けている企業は既に寒河江に来て長年経営されている企業であり、例えば昨年あたり、寒河江に来られた企業というのは1社もありません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第73号最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「水面広場の使用について、これまで何件か要望、苦情があったと思うが、それらについてはどう認識しているのか」との問いがあり、当局より「特に苦情等は聞いておりません。しかし、雪解けから11月までいろんなイベントをやっておりますが、まだまだ一般の市民の方から気軽に遊んでいただけるようなPRは

不足しているのかなと思っています。まずは地元の南部地区の方から積極的に使ってもらいたいと思っております」との答弁がありました。

委員より「コース等の管理について指定管理者に専門的な知識がないと不都合が生じる場合がある。指定管理者の施設管理の中身について要求が高度化してきますので、要求に対応できる体制がつくられるよう市から指定管理者にお話ししていただきたい」との問いがあり、当局より「2020年に東京オリンピックがあるということで、市として合宿の要望も出しています。その場合、専門的な知識が必要となりますので、指定管理者の決定後、できるだけ支援したいと考えております」との答弁がありました。

委員より「取水口の付近が崩れかかっており対策等を考えているのか」との問いがあり、当局より「取水口は最低水位の下ということで設計しておりましたが、近年、最上川の水位が低下し、変わってきております。水をとるのは一番肝心なところですので、河川国道事務所などを通して十分連携して対策を講じていきたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第74号土地の処分についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第11号T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく討論に入りました。

討論の内容を申しあげます。

委員より「T P Pに関する説明については十分とは言えないが、重要品目を中心に意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組めるように

## 質疑・討論・採決

することにより、確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置とあわせて経営安定供給へ備えた措置の充実等を図っていくことや、成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限に発揮するために、成長産業化に取り組む生産者を応援すること、夢と希望の持てる、努力が報われる農業の産業化を実現するために、農業の持つさまざまな価値や魅力、日本の食の潜在力や安定供給の重要性などに対する理解や信頼を高め、農政新時代を日本の輝ける時代にしていくべきなど、今後、国民に対し合意内容を正確、かつ丁寧に説明するなどを通じて国民の懸念や不安を払拭するよう最大限努力していただくものとして、この請願には反対します」という旨の反対討論がありました。

委員より「寒河江市の基幹産業である農業への影響ははかり知れないものがある。政府の基本方針の中で後継者育成や担い手、あるいは経営感覚にすぐれた農業者を育成するなどがあるが、現実的にこれだけの農業の形になった原因というのはどこにあったのか。農業政策のマイナスの面が山形、寒河江にも出てきた。国際的にも食料自給率の高い食の安全保障、結果的にグローバルの中で農業を保護し、それを継続している。しかし、日本は所得補償制度とかさまざまな政策をやってきたが、後継者がいない、担い手がいない、あるいは高齢化になっている。いろんな他産業、医療分野まで含めて関税に関することがあるが、農業を守れない、あるいは農業がだめになるようなものはいかかなものか。日本の食は守れないということは、日本の風土は守れないと思いますので、この請願には賛成します」という旨の賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

○**国井輝明議長** 日程第12、これより質疑・討論・採決に入ります。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。確認いたします。何号に対するどちらの立場でしょうか。（「請願第11号」の声あり）どちらの立場で、賛成か反対か。（「賛成の立場で」の声あり）ほかにございませんでしょうか。

これから討論に入ります。

賛成討論の発言を許します。内藤議員。

〔内藤 明議員 登壇〕

○**内藤 明議員** 私は、請願第11号 T P P 交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願について賛意を表明し、討論を行います。

本議会では、前に T P P について J A さがえ西村山等から請願書が出され、採択をし、国会決議を守ることを意見書として関係機関に提出してきた経緯があります。

そして今、当時懸念されたことが現実になるようとしております。去る10月5日、T P P の閣僚会合で交渉が「大筋合意」に達したと発表されました。秘密交渉の末に明らかになった合意内容は、日本のひとり負けの様相を呈していません。首相は守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めると繰り返して述べてきましたが、日本の数少ない攻めの分野のはずだった自動車ですら、わずか2.5%のアメリカの乗用車本体関税を撤廃するために25年を要し、しかも関税削減の開始は15年目からで14年間は現状維持、トラックに至っては25%の関税を29年間維持し、撤廃されるのは30年目であります。輸入緊急時のセーフガードもアメリカとカナダには日本からの自動車輸入に大幅な利用期間延長が認めら

れました。

一方で、農産物については重要5項目のうち、約3割の174品目で無関税を受け入れ、特に牛肉では73%、豚肉も67%と極めて高い関税撤廃率となっております。どう言葉を弄しても5項目については衆参農林水産委員会決議に反することは疑いの余地がありません。

関税撤廃の対象は全ての野菜や主要果実、林業、水産業、加工食品など極めて高範囲に及び、農林水産物全体では最終的には81%に当たる1,885品目で関税がなくなり、前例のない農産物総自由化を強いられる事態で、守るべきものが全く守れず、攻めるべきものも満足に攻められなかったことは明らかであります。

辛うじて関税が残った品目も米や乳製品のように、新たな大規模輸入枠を設けたり、牛肉、豚肉のように関税を大幅削減し、セーフガードも将来の廃止が前提となっているなど、実際の市場開放水準は見た目の関税撤廃率を大きく上回り、政府の自己評価は甘過ぎると言わなければなりません。

しかも、TPP条文案には、発効7年後にアメリカなど5カ国からの求めがあれば、日本の無関税輸入枠やセーフガードの見直しを含む関税の再協議に応じる規定が盛り込まれており、将来、一段の自由化を強いられかねません。

TPP「大筋合意」内容は、既存の農業政策と多くの点で深刻なそごを来しております。焦点である米については、国内では主要米の消費が、消費量が毎年約8万トンずつ減り続けており、そうした中でアメリカ、オーストラリア、合わせて7万トンを超す新たな輸入をふやせば、一層の米価下落や米余りの加速など稲作農家への悪影響ははかり知れません。安倍政権は現在、主要米の生産調整として飼料用米などへの転換を奨励していますが、国内で飼料米をつくるよう求める一方で、主食用米を輸入拡大するのは政策の整合性が全くとれない上、TPPで牛肉、

豚肉の関税率大幅減や、乳製品の低関税輸入枠新設などにより飼料用米の受け入れ先である畜産、酪農の生産基盤が揺らげば、飼料用米の推進策も即座に行き詰まることになることは必至であります。

また、牛肉の関税率や大麦の売買先が削減されれば、それらを財源に充てている新マルキン事業や国産麦の経営所得安定対策の継続も揺らぎかねない状況にあります。

いずれも収入と生産コストの差額を補填し、農家の経営を下支えする極めて重要な制度ですが、財源が減れば制度を維持できないことは強く懸念されております。

何よりも大きな矛盾は、TPP参加が安倍政権の掲げる農業所得の向上や食料自給率45%の政策目標と全く相入れないことであります。そして、TPPで将来への不確実性が増すことで、農業者の生産意欲が失われ、離農に拍車がかかり担い手不足が加速し、関連産業の行き詰まりや雇用不安を含めて産業構造の崩壊や地域経済衰退に直結する事態が最も懸念されているのであります。

TPPは、国家主権や国民生活よりもグローバル資本の利益を最重視する不平等で異常な新自由主義協定であり、その影響は農と食の安全のみならず、医療、労働環境、知的財産など国民の命と生活全般に及びます。

請願者の請願事項である1、TPP「大筋合意」の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会、国民の議論を保障すること。2、国会決議に違反する合意は撤回し、協定への調印・批准は行わないこと。これらは現状に照らし合わせまさに願意妥当であります。党派や会派の垣根を越えて同僚議員の皆様に御賛同いただきますように心からお願いを申しあげ、討論を終わります。

○**国井輝明議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第69号、議第73号及び請願第11号を除く議第70号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議第71号寒河江市市税条例等の一部改正について、議第72号寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について、議第74号土地の処分についての4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

御異議なしと認めます。

よって、議第70号、議第71号、議第72号及び議第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議第69号寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の制定について起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議第73号最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定について起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立全員であります。

よって、議第73号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第11号T P P交渉「大筋合意」は

撤回し、調印・批准しないことを求める請願について起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立少数であります。

よって、請願第11号は不採択とすることに決しました。

## 議 案 上 程

- 國井輝明議長** 日程第13、議第67号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び日程第14、議第68号平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）の2案件を一括議題といたします。

### 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第15、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。伊藤厚生文教常任副委員長。

〔伊藤正彦厚生文教常任副委員長 登壇〕

- 伊藤正彦厚生文教常任副委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、12月7日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第67号及び議第68号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第67号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。



主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「給付基金の残高は幾らか」との問いがあり、当局より「年度末残高は5,877万1,000円の見込みです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第68号平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「介護予防サービス計画作成の委託先はどこか」との問いがあり、当局より「計画作成については、市内の居宅介護支援事業所に委託しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○**国井輝明議長** 日程第16、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第67号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び議第68号平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）の2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御

異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第67号及び議第68号は原案のとおり可決されました。

## 継続審査案件上程

○**国井輝明議長** 日程第17、継続審査案件上程であります。請願第9号原子力発電所再稼働の中止を求める請願を議題といたします。

## 委員会の審査の経過 並びに結果報告

○**国井輝明議長** 日程第18、委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。渡邊総務産業常任副委員長。

〔渡邊賢一総務産業常任副委員長 登壇〕

○**渡邊賢一総務産業常任副委員長** 総務産業常任委員会における継続審査の案件の審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、12月7日、委員7名出席し、さきの9月定例会において継続審査となりました請願第9号原子力発電所再稼働の中止を求める請願について審査しました。

担当書記による請願文書朗読を省略し、審査に入りましたが、質疑、意見もなく討論に入りました。

討論の内容を申しあげます。

委員より「今後、3月になっても、6月になっても状況が変わらないような状況がありますので、その状況が変わったり、新しく請願が出てきた場合、また審査していくというような形でいかかかなと思いますので、この請願には反対します」という旨の反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもつ

て不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第19、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。内藤議員。

○**内藤 明議員** 今、委員長の報告の中で、私の聞き違いかどうか分かりませんが、討論がなされたそうでありまして、その中で、今後、3月あるいは6月になっても状況が変わらないということでまた新たな請願が出された場合に審査をするということで、何か今回は反対をして不採択とするというような討論だったそうでありまして、私の今の認識でよろしいでしょうか。

○**國井輝明議長** 渡邊副委員長、自席でお願いします。

○**渡邊賢一総務産業常任副委員長** ただいま内藤議員のほうからありました件でございますが、私が御報告したとおり、3月になっても、6月になっても状況が変わらないような状況がありますので、その状況が変わったり、新しく請願が出てきた場合、また審査をしていくような形で、一旦不採択をしてはいかがですかというふうな討論でありましたので、改めまして御報告いたしたいと思います。以上です。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** もっとほかに述べているということでもありますけれども、お話もありましたので、詳しく、やじだそうではありますが、耳に挟みましましたので、内容がちょっとわかりませんのもう少し詳しく教えていただけたらなというふうに思います。

状況というのは、日々刻々、私は変わって

るというふうに思いますので、変わらないからこの審査については不採択にするというふうな結論に持っていくというのはいかがなものかなというふうに思いますので、もう少し詳しくおわかりになれば、お尋ねをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 渡邊副委員長。

○**渡邊賢一総務産業常任副委員長** 再度御報告いたしますが、私、今、議事録をそのままお読みしたままでありまして、それ以外、御報告することはございませんので、申し添えます。以上です。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。確認させていただきます。渡邊議員、賛成の立場ですか、反対ですか、(「請願に賛成です」の声あり)阿部議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。(「反対討論です」の声あり)ほかに討論はありませんか。

初めに、賛成討論について渡邊議員の発言を許します。

[渡邊賢一議員 登壇]

○**渡邊賢一議員** 社会民主党市民連合の渡邊賢一であります。一議員としてこの請願に賛成の立場で討論をさせていただきます。

初めに、本日は東日本大震災による未曾有の大災害、それに伴う東京電力福島第一原発事故の発生から4年9カ月の月命日でございます。

この震災や事故によって亡くなられた方々のみたまに謹んで哀悼の意を表しますとともに、今なお避難されている福島県民を初め、多くの皆様、被害に遭われて苦しんでいる多くの方々に、衷心よりお見舞い申しあげます。

いまだに福島県民の避難生活者約11万人、そのうち、県外に避難されている方は本市の人口とほぼ同じ4万3,000人、故郷を離れての厳しい生活を余儀なくされ、本県にも約3,200人い

らっしゃいます。本市にも12月3日現在、まだ51世帯、130名の方がいらっしゃるわけです。そのうち、中学生以下の子供さんは35名とのことですが、親子で避難されたり、ふるさとに帰れず家族離れ離れの方も多くいらっしゃいます。毎日夕方5時のふるさとの音楽が流れると、殊さら一層悲しくなるそうです。ことしも異郷の地で年を越さなければならぬ心情をお察しすると、私も本当にいたたまれない気持ちを禁じ得ません。

私は3年ほど前から県の避難者支援共同ネットワークに参加をし、本市の仲間とともに、微力ではありますが支援を続けてまいりました。

先月には、行政視察で富山県黒部市のバイオマスエネルギーの活用の施設、個人的には岩手県釜石市の施設にも行ってまいりましたが、先進地では自治体規模で脱原発、再生クリーンエネルギーの取り組みが進められております。

また、関連してですが、JAさがえ西村山の姉妹農協大船渡を初め、陸前高田の市民の皆さんへの心温まる復興支援も長く続けられていることに、改めて敬意を表したいと思います。

さて、委員長報告にもありましたが、総務産業常任委員会で請願第9号は、状況の変化が見られないとのことで一旦不採択にして、状況が変われば再度、請願すべきとの反対意見が出され、採決の結果、不採択となってしまいました。

そもそも前回、緊急に動議が出され議論もされずに継続審査となり、請願が提出されてから約3カ月もの間、十分な審査が行われることなく、今回いとも簡単に多数決で少数で不採択されていたことに、私は改めて失望しました。本来の常任委員会機能が全く喪失しているのではないかということも疑問に思うところです。

さらに言えば、このTPP問題の請願第11号が先ほど不採択されましたけれども、いまだに「大筋合意」の詳しい内容も明らかにされず、また国会も開かれず、国会は年越しされる見通

しであることから、農産物を初め、市民生活への影響が市当局の皆さんもわからない中で何も見切りをつけ、拙速に採決などせず、TPPの請願こそ3月議会まで継続審査すべきではなかったのではないのでしょうか。

やるべきことはやらず、数に物を言わせ問答無用で一刀両断、こんなことを続けていけば、市民の皆さんの信頼を損ね失笑されることになると思います。

私は、この春、市民の皆様の審判を受け当選させていただいた議員の一人として断腸の思いでこのことを訴えざるを得ません。本来であれば、請願書を提出した団体や個人の方からその趣旨説明を聞く機会をつくったり、あるいは原子力発電に詳しい専門家を招いて意見を聞いたり、類似施設のある現地視察を行ったり、避難者の皆さんやその支援者、環境保護に取り組むNPOの皆さんなどともっと多くの御意見を聞くこともできたと思います。

私もその責任の一端を預かる立場にあり猛省しております。今後は、委員会において二度とこのようなことがないようにすべきであります。

さて、最近の状況の変化についてあえて申しあげますが、原子力規制委員会は、九州電力川内原発や関西電力高浜原発と四国電力伊方原発など新規規制基準を満たしていると決定し、九州電力は8月11日に川内原発1号機、10月15日に2号機の再稼働を強行しました。

安倍政権は原発の再稼働を進め、原子力協定によるインドなどへの海外輸出も計画していますが、これは東京オリンピック、パラリンピックを前に安全神話を復活させ、国内外に向けて原発依存の既成事実化を図ろうとしているのです。

一方、福井県にある高速増殖炉もんじゅについて、先月、原子力規制委員会は、20年前のナトリウム漏れ事故以降、組織体質は変わっておらず資格を有していないとして、半年をめどに

原子力機構にかわる新たな運営主体を示すよう異例の勧告を出し、廃炉を含めた抜本的な見直しを迫っています。これまで私たちの血税1兆円以上が投じられながらほとんど運転実績がないことは、まさにこの愚の骨頂そのものであります。

福島原発事故の原因は十分に究明されておらず、汚染水問題などが深刻さを増し、事故の收拾もおぼつかない状況にあります。加えて甲状腺がんや小児がんなど、今後の健康被害について専門家からはチェルノブイリ事故のような重大な被害も予測されているわけです。

原発再稼働は安保法制、いわゆる戦争法の制定やTPP交渉参加、農協組織の解体と同様、安倍政権がアメリカの要求に譲歩に譲歩を重ねている何物でもありません。これらはアメリカの民間シンクタンクを使って第3次アーミテージ・ナイレポート、日本への提言の中で日本に強硬に要求してきていることです。まさにアメリカの植民地政策とまで言われるゆえんであります。

原発全停止から約2年間にわたって原発は稼働することなしに原発なしで電力供給に何ら問題はありませんでした。この間、例えば風評被害による農業や観光に及ぼす影響が大きいことから寒河江市安全宣言などが発信され、また温かい避難者支援の取り組みも継続され、公的施設における再生可能エネルギーの活用が行われながら、少しずつではありますけれども市民の皆さんのそうした環境に対する関心も高まっている。このことは地球環境保全や節電意識が震災前から大きくなっていることは、アンケートのさまざまな結果でも明らかになっております。

福島第一原発事故の徹底した究明と事故の終結こそ優先させるべきであり、原発の再稼働は直ちにやめるべきです。隣県である福島県の除染活動が今も続いているわけです。核廃棄物、使用済み核燃料の処理はどうしていくのか、こ

の結論も見出せないまま、いわゆるトイレのないマンションは絶対認めることはできません。実効性の担保された避難計画もなく、火山噴火リスクあるいは南海大地震の危険性も高まっている中で、原発の再稼働は到底認めることはできません。

議員の皆様には繰り返し御訴えさせていただきますが、さがえ未来創成戦略にあるように、人口減に歯どめをかけ、若者が生き生きと夢と希望を持って働き、市外からの移住、定住者をふやし、さがえっこたちがすくすくと健全に育ってお年寄りが安心して老後の生活を送り、平和な社会を築いていくためには、原発を再稼働させてはなりません。

来月予定されております雪まつりイベントの大成功で交流人口をふやしていく上で、その前提となるのは安全で安心できる社会とそのエネルギー政策だと思います。これまで経験した深刻な風評被害、農産物の輸入制限をしている国々がまだあること。農業、観光を初め、市民生活の全般のマイナス面、ハイリスクの問題を忘れてはなりません。このことが、ここ寒河江市から世界に向けてウエルカムメッセージを発信できるものであるというふうに確信するものでございます。

結びになりますが、党派を超えて皆様お一人お一人の賢明な御判断でこの請願はぜひとも採択していただきますように強く御訴えいたします。

以上、私の請願に対する賛成討論を終わります。ありがとうございました。

○**國井輝明議長** 次に、反対討論について阿部議員の発言を許します。

〔阿部 清議員 登壇〕

○**阿部 清議員** 原子力発電所再稼働の中止を求める請願に対し、反対討論をさせていただきます。

原子力規制委員会は、7月に鹿児島川内原発

について規制基準を満たしていると発表しました。マスコミはこれを事実上の審査合格と報道し、政府も日本の安全基準は世界一です。安全の確認された原発から稼働すべきとの前向きな姿勢を示されました。

しかし同時に、原子力委員会は、新規基準を満たしていたから安全とは言えない。世界一の安全基準という言葉は政治的な発言と言い、多くの国民を混乱させ、責任体制が不明確なことで国民の皆様方を不安にさせていることも考えられると思います。

社会的に大きな影響のある判断には必ずメリット、デメリットがあり、それをきちんと比較して結論を出すことが肝要であると思います。

現在、原発の長期停止の影響で、火力発電燃料費は年間3.7兆円の金額が海外に流出しております。これは消費税でいえば1.5%の増税に当たります。しかし、政府は、税金のように再分配はできず、ただ海外に流れるだけであります。実質的には3%増税と同等になっており、原発の停止に伴う経済の悪化が深刻になってきておるのも事実であります。

日本も再生可能エネルギーを活用したり、地熱等のエネルギーを有効に使ったりしております。この再生エネルギーは、将来雇用や技術の輸出など大きな市場になることも見込め、日本の知的財産でもある高い技術力と信用力を生かしていくことも重要であります。そうしていくためには、国の原子力政策の方向性を明らかにしていくことが喫緊の課題でもあると思います。

九州電力川内原発の再稼働を行ったわけでありましたが、情勢が混沌としており、今がイエスかノーかの判断の時期ではなく、もっと冷静、かつ活発に議論をして結論を出していくべきであり、ただ単に再稼働中止という請願には反対をさせていただきます。

○**國井輝明議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより請願第9号原子力発電所再稼働の中止を求める請願について起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立少数であります。

よって、請願第9号は不採択とすることに決しました。

閉 会 午前10時51分

○**國井輝明議長** これにて平成27年第4回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。